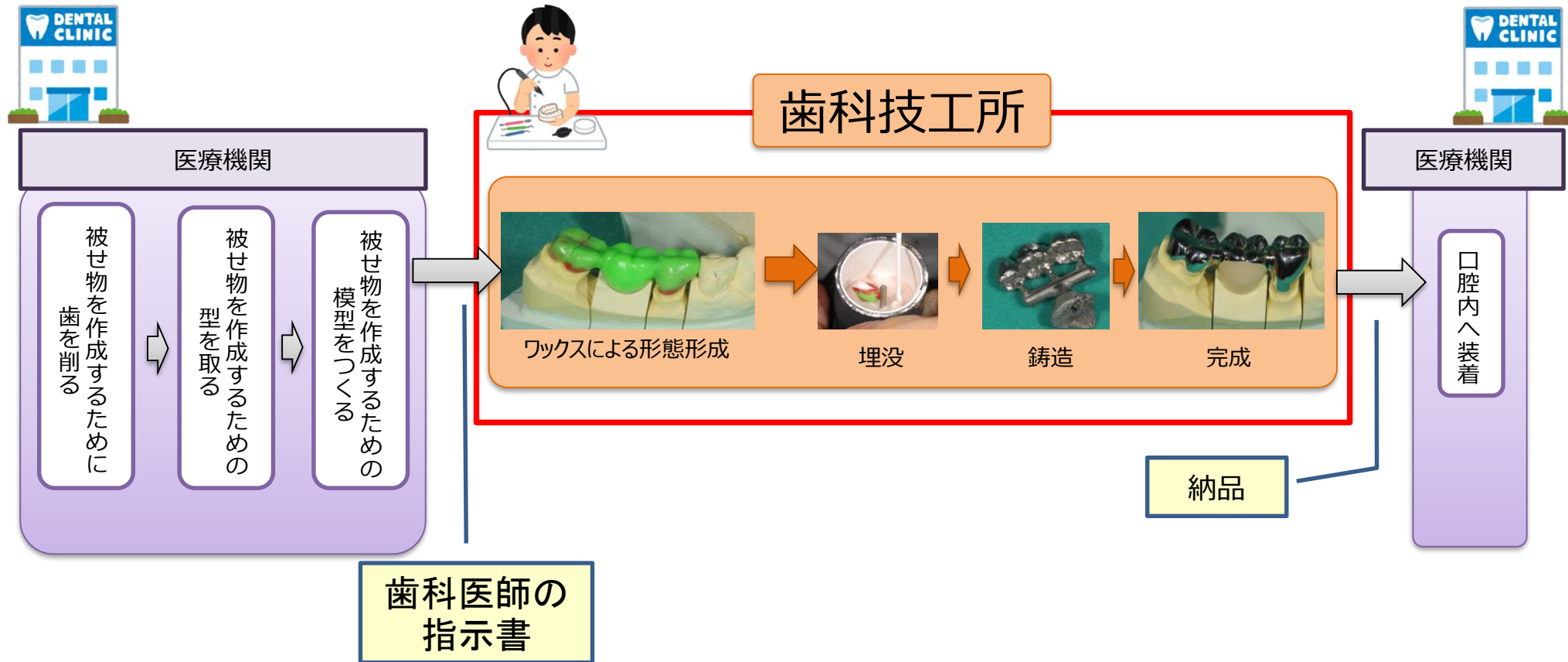


歯科技工におけるリモートワーク について

歯科技工所での歯科技工の流れ

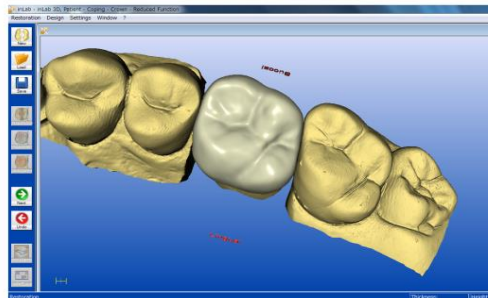
「歯科技工」とは、特定人(患者)に対する歯科医療の用に供する入れ歯や被せ物などの補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する業務(歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く)をいう。



歯科用CAD/CAM装置を活用した歯科技工

- <概要>
- 製作には下記に示すコンピュータ支援設計・製造ユニット(歯科用CAD/CAM装置)を導入する必要がある。
 - PC上で、スキャンした作業模型のデータをもとに歯科補てつ物等の設計(CAD)を行い、設計に基づき歯科切削加工用ブロックを削り出す(CAM)。
 - 平成26年以降、一部は保険診療において使用することが可能となっている。

CAD/CAM (Computer-Aided-Design/Computer-Aided Manufacturing) を活用したクラウンの製作



PC上で設計 (CAD)



設計に基づき削り出し (CAM)



従来の金属冠



CAD/CAM冠

口腔内に装着

歯冠修復・歯冠補綴の実施状況

【歯冠修復物、歯冠補綴物の算定回数 of 年次推移】

(回)

1,200,000

1,000,000

800,000

600,000

400,000

200,000

0

インレー 単純なもの

インレー 複雑なもの

全部金属冠

レジン前装金属冠 前歯

レジン前装金属冠 小臼歯

硬質レジンジャケット冠

CAD/CAM冠

■ 2014年 ■ 2015年 ■ 2016年 ■ 2017年 ■ 2018年 ■ 2019年 ■ 2020年

※6月審査分

※2014年は抽出調査による推計、2015年からはNDBに蓄積されたものによる全数集計

(出典:社会医療診療行為別統計)

歯科技工士法上の疑義について

「歯科技工士法上の疑義について」

(2016年4月7日 公社日技04-08号、公益社団法人日本歯科技工士会長)

照会事項

特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する行為(歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。)は、コンピューターを利用して行う過程も含め、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第2条第1項に規定する歯科技工に該当すると解してよろしいか。

「歯科技工士法上の疑義について」

(平成28年4月11日 医政歯発0411第3号 厚生労働省医政局歯科保健課長通知)

貴見のとおり。

歯科技工所、歯科技工を行う場所に関する現行法令等

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）

（用語の定義）
第二条

この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

第二条 2

この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

第二条 3

この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書(令和2年3月31日)

概要③

【歯科技工士の業務等について】

- 女性歯科技工士の増加等の背景をふまえ、多様な働き方が可能となるよう、デジタル技術を活用した歯科技工(CAD)を行う際にテレワークを活用する場合の取り扱いを明確化。
- 歯科技工士の業務内容について、診療室(チェアサイド)での歯科医師と歯科技工士の連携を推進するため、現行法令上可能な業務内容を整理し、周知。
- 訪問歯科診療において、歯科医師に歯科技工士が帯同する場合の業務のあり方及び歯科技工を行う場所の考え方について整理。
- 歯科医師と歯科技工士の連携を推進し、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科技工士の業務範囲(歯科技工士が業務を行う上で直接患者の口腔内を触れることも想定される業務も含む。)については、歯科技工士養成過程における教育内容や必要な修業年限と併せて、引き続き具体的な検討を行う。

規制改革実施計画(抜粋)

(令和3年6月18日閣議決定)

● 医療・介護分野における生産性向上

・デジタル化の進展等に対応するための歯科技工業務の見直し

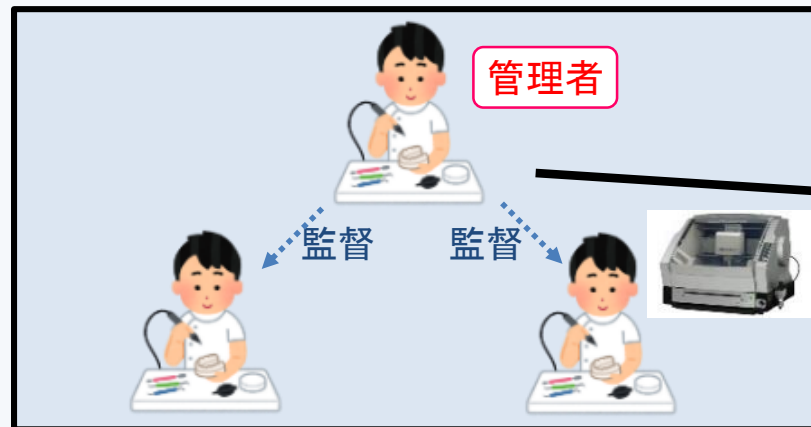
- a 複数の歯科技工士等による **歯科技工所の共同開設**が可能であることを明確化し、周知する。【令和3年度措置】
- b 他の歯科技工所や歯科技工所以外で行われる業務に対する歯科技工所の管理者の責任を明確化した上で、**CAD/CAM装置等を用いた自宅等でのリモートワーク**が可能であること等を明確化し、周知する。【令和3年度措置】
- c 歯科技工業務の前提となる歯科医師による指示、業務従事者や構造設備等について行うこととされる歯科技工所の届出の内容を見直した上で、**歯科技工に使用する機器を複数の歯科技工所が共同利用**することが可能であることを明確化し、周知する。【令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】
- d 歯科技工技術の高度化やデジタル化、歯科技工士の就業ニーズの変化を踏まえ、**歯科技工所の構造設備基準や歯科技工士の新たな業務の在り方等**を総合的に検討し、必要な措置を講ずる。【令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

- 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究」において、歯科技工におけるデジタルデータの管理方法等に関する現状把握や課題の分析中であるが、令和3年度は新たに厚生労働科学研究事業「歯科技工業務に関する調査研究」を行い、課題に対する対応策等について検討する予定である。
- これらの研究結果を踏まえ、歯科技工における適切なデジタルデータの取扱いについて整理するとともに、歯科技工士の多様な働き方を推進するよう、管理者の監督下にある歯科技工士の場合にはリモートワーク（テレワーク）を認める方向で、歯科技工におけるテレワークの活用についても検討を進めていく。

歯科技工所のテレワーク(イメージ)

A歯科技工所

※A歯科技工所は構造設備基準を満たす



テレワーク



監督

設計データ

※一体として、A歯科技工所として評価する

歯科保健医療を取り巻く状況の変化やデジタル技術の著しい進歩普及等による歯科技工の変化に対応するため、歯科技工士の業務内容や教育カリキュラムの見直し等に向けた検討を行う。

◆ 歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究

① 歯科技工士のチェアサイドにおける業務に関する意向調査(歯科医師、歯科技工士)
(現行で可能な業務及び今後の業務範囲の拡大に関する検討)

② 歯科技工に関連するデジタルデータ取扱の実態調査 等

- 研究期間 : 1年(令和2年度)
- 研究代表者: 明海大学 大川周治教授

◆ 歯科技工業態に関する調査研究

① 教育カリキュラムの実態調査

② 今後、歯科技工士に求められる業務内容と必要な教育カリキュラム等の検討

③ 歯科技工に関連するデジタルデータの取扱、テレワークのあり方等の考え方の整理

- 研究期間 : 2年(令和3, 4年度)
- 研究代表者: 明海大学 大川周治教授

歯科技工士に関連するデジタル処理業務に関する調査

調査方法

対象: 1,103の歯科技工所(日本歯科技工士会の会員、日本歯科技工所協会の会員から無作為抽出)

方法: 往復郵送調査

回収状況: 226通回収(回収率: 20.5%)

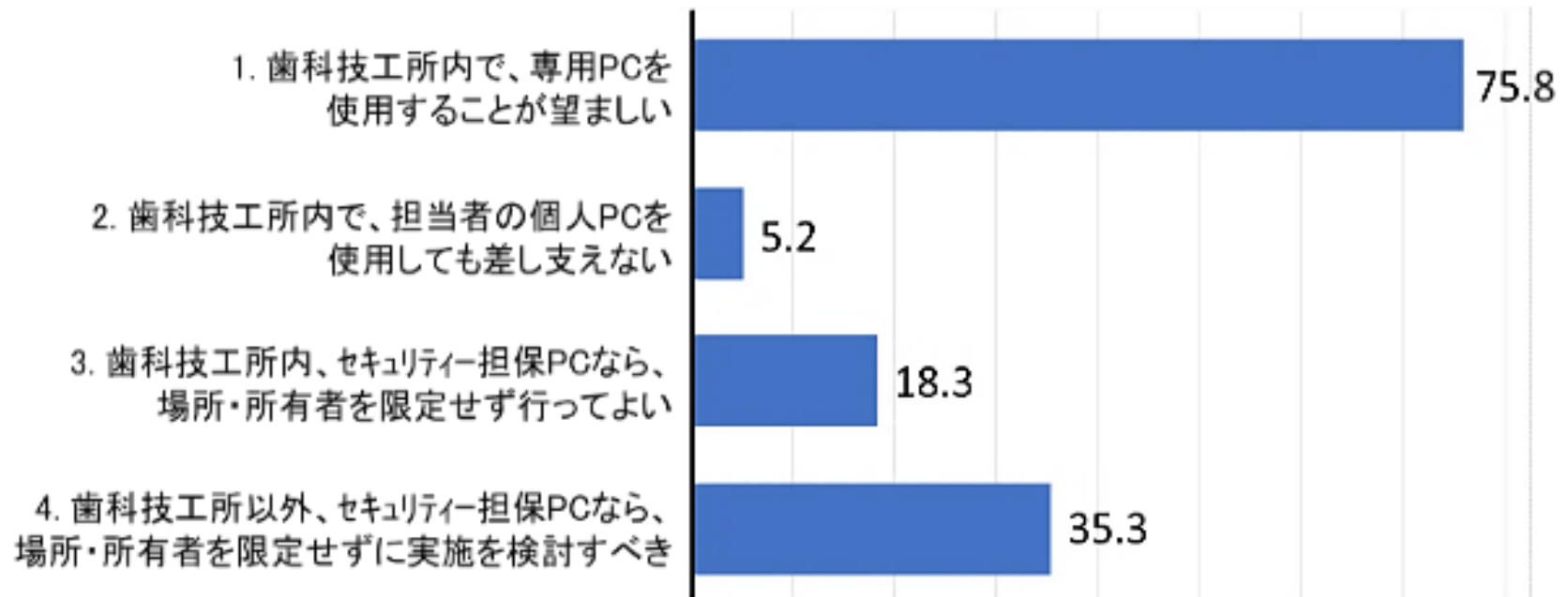
調査内容

- 歯科技工指示書の保管方法、デジタル化の現状
- CAD/CAM装置に係るデジタルデータに関する調査
- 装置の所有状況とデジタルデータの受け渡し方法
- CADデータのデザイン業務を行う場所
- オンラインでの医療情報の授受
等

CADデータのデザインを行う場所について

- CADデータのデザイン業務を行う場所についてどう考えるかは、「歯科技工所内で、専用PCを使用することが望ましい」との回答が約75%、次いで、「歯科技工所以外、セキュリティを担保したPCなら、場所・所有者を限定せずに実施を検討すべき」が約35%であった。

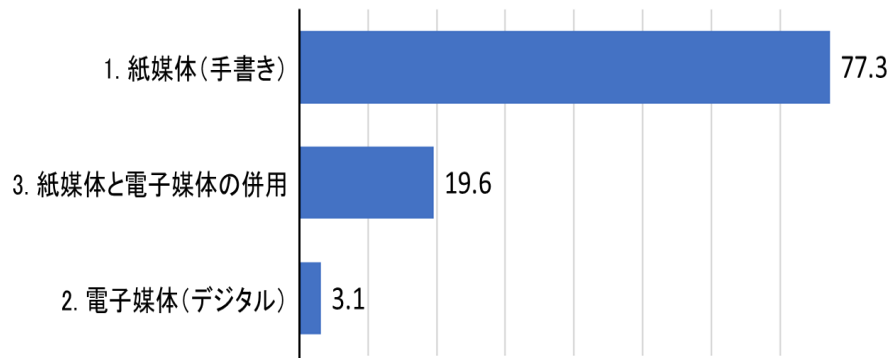
CADデータのデザイン業務を行う場所(n=153)



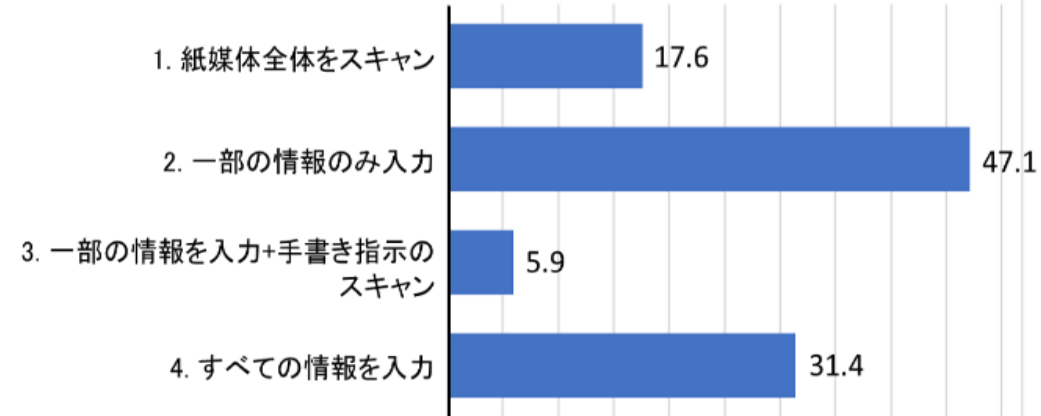
歯科技工指示書の電子化の状況

- 歯科技工指示書の保管方法は、紙媒体のみでの保管が77.3%と多く、電子媒体での保管でも紙媒体を併用している場合が多かった。
- 歯科技工指示書デジタル化の方法は、「すべての情報を入力している」が約30%(31.4%)のみで、多くが一部のみを入力(53.0%)、あるいは紙媒体全体をスキャン(17.6%)していた。

歯科技工指示書の保管方法(n=225)



歯科技工指示書のデジタル化の方法(n=51)



歯科技工におけるリモートワークの現状

- 近年、CAD/CAM等によるデジタルデータを利用した歯科技工が急速に拡大しているが、これらは、コンピュータを利用して行う過程も含め、歯科技工士法に規定する歯科技工に該当すると解釈されている。
- 「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」の報告書(令和2年3月)において、「CADを行う際にテレワークを活用する場合の取り扱いを整理する。」旨が言及されている。
- 「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」において、「他の歯科技工所や歯科技工所以外で行われる業務に対する歯科技工所の管理者の責任を明確化した上で、CAD/CAM装置等を用いた自宅等でのリモートワークが可能であること等を明確化し、周知する。」こととされている。
- 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究」の結果から、
 - ・CADデータのデザイン業務を行う場所については、「歯科技工所内で、専用PCを使用することが望ましい」が約75%で最も多い。
 - ・歯科技工指示書の保管方法は紙媒体のみでの保管が77.3%と多く、デジタル化している場合にその方法は、「すべての情報を入力している」が約30%(31.4%)のみで、多くが一部のみを入力(53.0%)、あるいは紙媒体全体をスキャン(17.6%)していた。という状況である。

論点

- 歯科技工におけるリモートワークを行う場所、リモートワークを行う者についてどう考えるか。
- 歯科技工においてリモートワークが想定される業務として、どのような業務が考えられるか。
- 歯科技工におけるデジタルデータの情報管理や、歯科技工所と歯科医療機関とのデジタルデータの授受方法についてどう考えるか。